

柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月8日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第16号

柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

柴田町長等の給与及び旅費支給条例（昭和31年柴田町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 1～11 (略)</p> <p><u>12 町長の受ける給料は、令和5年10月分に係るものに限り、第2条の規定にかかわらず、別表第1町長の項に掲げる月額から当該月額に100分の10を乗じて得た額を減じて支給する。</u></p> <p><u>13 副町長の受ける給料は、令和5年10月分に係るものに限り、第2条の規定にかかわらず、別表第1副町長の項に掲げる月額から当該月額に100分の5を乗じて得た額を減じて支給する。</u></p>	<p>附 則 1～11 (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。